

鹿児島県介護分野における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 鹿児島県介護分野における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）及び令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱（令和2年6月30日厚生労働省発子0630第2号・障0630第1号・老0630第1号）の規定に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、令和2年6月19日老発0619第1号厚生労働省老健局長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）3（1）及び（3）に定める感染拡大防止等を行うことを目的とする。

(対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という）は次の事業とする。

(1) 介護サービス事業所等における感染症防止対策支援事業

令和2年4月1日以降、介護サービス施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、介護サービスを提供するために必要となるかかり増し経費を助成する。

(2) 介護サービス利用再開促進事業

ア 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所が、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を実施した場合に必要な経費を助成する。

イ 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

在宅サービス事業所が、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用を助成する。

(補助対象経費及び交付額)

第4条 補助金の交付対象となる経費等は別添のとおりとする。

(対象期間)

第5条 この補助金の対象とする期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は第1号様式によるものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、第8条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、第2号様式によりその内容（実施要綱の3（2）に定める介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金を含む。）を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条第1項に規定する条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) この補助金は、その交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第3号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (8) 補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業を行う者が(1)から(8)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(変更申請手続)

第9条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第1号様式を知事に提出しなければならない。

この場合において、知事は、様式を変更交付申請書と読み替えることとする。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認められるときは、変更交付決定を行い、第4号様式によりその内容(慰労金を含む。)を申請者に通知するものとする。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができるものとする。

この場合、交付申請書が概算払請求書を兼ねるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して30日後又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、第5号様式により実績報告を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定後の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額等を確定し、第6号様式により補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。